

# 学 則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、ペット文化の促進及びペットを通じて社会貢献できる人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、アジア動物看護理学療法専門学校という。

### (位置)

第3条 本校の位置を茨城県石岡市貝地二丁目1番地29に置く。

### (自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養専門	動物看護理学療法 学科	3年	40名	120名	昼間

### (学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

1 日曜日（体験入学会・イベント等の登校日をのぞく）

2 土曜日（体験入学会・イベント等の登校日をのぞく）

3 国民の祝日に関する法律に規定する日

4 夏季休業 7月24日から9月30日までの期間内で、45日間

5 冬季休業 12月25日から翌年1月7日

6 春季休業 3月25日から4月7日

7 開校記念日 10月1日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

#### (教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表のとおりとする。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 卒業までに履修する授業時間は2400時間以上とする。
- 4 授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合には、講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とする。実習及び実技にあつては、30時間から45時間をもって1単位とする。

#### (成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

#### (始業及び終業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
文化教養専門	動物看護理学療法 学科	昼間	9:30	16:30	月～金

#### (教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 教員

学科名	動物看護理学療法学科	計
教員	4	4
講師	2	2
計	6	6

- 3 事務職員 1名以上

- 4 学校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学及び卒業

#### (入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- 1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者

#### (入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前号の手續を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から 14 日以内に第 21 条の入学金を添えて続きをとらなければならない。

#### (転入学)

第 14 条 本校への転入学を希望するものがある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

#### (休学、復学)

- 第 15 条 生徒が、疾病、その他止むを得ない事由によって、45 日以上登校できない場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を得なければならない。
- 2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

#### (退学)

第 16 条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

#### (課程修了の認定)

- 第 17 条 第 9 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の終業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

### 第 5 章 科目等履修生

#### (科目等履修生)

- 第 18 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。
- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

### 第 6 章 賞罰

#### (褒章)

第 19 条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

#### (懲戒)

- 第 20 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
  - 3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
    - 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - 3 正当な理由がなくして学費を納入しない者

- 4 正当な理由なくして出席が常でない者
- 5 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 入学金及び授業料等

### (納付金)

第21条 本校の納付金は次のとおりとする。

入学金	150,000 円
教材費	200,000 円 (税別)
授業料	480,000 円 (年額)
実習費	300,000 円 (年額)
設備維持費	200,000 円 (年額)
校外活動費	120,000 円 (年額)

2 この他の納付金については別途定める。

第22条 既に納入した納付金は、返還しない。

第23条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

### (除籍)

第24条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第8章 健康診断

### (健康診断)

第25条 学校保健安全法第13条第1項の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第9章 雑則

### (施行細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

### 附則

1 この学則は、令和4年4月1日より施行する。